

## 南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目	消防団の取扱い	関係項目		
調整の方針	<p>(案) 消防団については、合併時に統合する。                      南部町、南部川村の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。                      組織、階級、定員、訓練、出動体制、被服等の貸与、福利厚生については、合併までに調整し新町に引き継ぐものとする。                      任用、報酬及び出動手当については、合併までに調整し新町で定めるものとする。</p>			
項目	南 部 町	南 部 川 村	備 考	
消防団の現状	名 称	南 部 町 消 防 団	南 部 川 村 消 防 団	
	区 域	本 町 の 全 域	本 村 の 全 域	
	組 織	本部 第1分団 (堺 埴田 芝崎) 3班 第2分団 (片町 新町 北道 芝 南道 東吉田) 3班 第3分団 (南道 気佐藤 千鹿浦 山内 新庄) 3班 第4分団 (東岩代 西岩代) 2班	本部 第1分団 (上南部地区) 4班 第2分団 (高城地区) 4班 第3分団 (清川地区) 4班	【消防組織法(抄)】 第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。
	階 級	団長、副団長、分団長、副分団長、班長、団員	団長、副団長、分団長、副分団長、班長、団員	第15条
	定 員	1 2 5 名	1 7 5 名	消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。
	主な活動・訓練	行 事	三役会議、分団長・班長会議 消防出初式・初詣	役員会(年2回) 消防出初式
		活 動	防災訓練 年末特別警戒・冬季特別警戒 一斉点検及び研修会	防災訓練 防火デー(毎年11月10日に実施) 年末特別警戒
		訓 練	新入団員等の県消防学校入校 新入団員訓練・山林火災防御訓練	新入団員等の県消防学校入校 林野火災防御訓練
	出動体制	召集方法 防災無線 火災 全分団出動 その他 全分団出動	召集方法 防災行政無線 火災 第1次出動(管轄分団が出動) 第2次出動(全分団出動) その他・管轄分団が出動(団長指示で拡大出動)	第15条の2 消防団に消防団員を置く。 2 消防団員の定数は、条例で定める。 3 -省略-
	貸与品	冬制服、夏制服、作業服、編上靴、ハッピー、防寒着ほか	制服(分団長以上)、作業服、編上靴、ハッピーほか	
福利厚生	消防団員福祉共済公費加入 互助会への助成	消防団員福祉共済公費加入 互助会への助成		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目		消防団の取扱い	関係項目													
調整の方針																
項	目	南 部 町	南 部 川 村	備 考												
消防団の現状	報酬 (年額)	団 長	90,000円	80,000円												
		副 団 長	65,000円	56,000円												
		分 団 長	47,000円	42,000円												
		副分団長	45,000円	33,000円												
		部 長	該当なし	該当なし												
		班 長	31,000円	27,000円												
		団 員	24,000円	23,000円												
	消防車両等	消 防 ポ ン プ 自 動 車	2台(A-2級)	3台(A-2級)												
		小 型 動 力 ポ ン プ	13台(積載車10台含む)	16台(積載車10台含む)												
		積 載 車	10台	10台												
携 帯 無 線 機		14台	13台													
トランシーバー		38台														
先 進 事 例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新市町村名</th> <th>合併の期日</th> <th>消 防 団 の 扱 い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいたま市</td> <td>平成13年5月1日</td> <td>消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。</td> </tr> <tr> <td>西 東 京 市</td> <td>平成13年1月21日</td> <td>消防団については合併時に統合する。</td> </tr> <tr> <td>篠 山 市</td> <td>平成11年4月1日</td> <td>消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。</td> </tr> </tbody> </table>				新市町村名	合併の期日	消 防 団 の 扱 い	さいたま市	平成13年5月1日	消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。	西 東 京 市	平成13年1月21日	消防団については合併時に統合する。	篠 山 市	平成11年4月1日	消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。
	新市町村名	合併の期日	消 防 団 の 扱 い													
	さいたま市	平成13年5月1日	消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。													
	西 東 京 市	平成13年1月21日	消防団については合併時に統合する。													
	篠 山 市	平成11年4月1日	消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。													